

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年11月26日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年12月11日から平成27年1月6日まで縦覧に供する。

平成26年12月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
琴平町土地改良区	集落営農推進生産基盤整備事業 (農道改修事業) 大栗屋地区	琴平町農政課
〃	集落営農推進生産基盤整備事業 (農道改修事業) 北浦地区	〃